

業務説明資料

1. 件名

令和8年度 Yokohama English Quest 等業務委託

2. 履行期限

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 履行場所

横浜市内

4. 業務目的

本市の外国語教育の目標である「英語を活用しながら、あらゆる人々の多様性を尊重し、協働、共生できる人」の育成に向けて、「豊かなインプットと個に応じたアウトプット」を柱とした英語の学習指導を行うとともに、英語の技能を実際のコミュニケーションに活用し、多様性を受け入れながらコミュニケーションを図ろうとする態度の育成等に取り組むため、児童生徒が学んだ英語を、疑似体験でなく実社会で生かす場面を用意し、国際都市横浜として、児童生徒の、グローバル社会で活躍しうる資質・能力及びグローバル意識の向上に資する事業を展開する。

5. 業務内容

本事業は、次の二つのプログラムを統合的に実施すること。また実施後は、アンケート等、効果測定を行うこと。

(1) Yokohama English Quest

横浜市立学校に在籍する小中学生を対象に、大人数に対応したフィールド型国際交流プログラム（ロゲイニング等）を次のとおり実施すること。詳細は、別途本市と協議のうえ決定する。

ア 実施回数及び人数（対象者）

履行期間内に3回行うものとする

1回あたりの定員は最大200名

（小学校5年生～6年生及び中学校1年生～3年生、特別支援学校在籍の児童生徒含む）

イ 実施場所

横浜市内

※各回の実施場所については、別途本市と協議のうえ決定し、セレモニーの会場については、受託者が手配すること。

ウ 日程

令和8年9月から令和9年3月の間の土曜日、日曜日又は祝日のうち1日×3回

エ 実施内容

○楽しみながらイングリッシュスピーカーと交流・協働できるプログラムにすること。

○小学生と中学生のミッションは、難易度の違うものを準備すること。

- 原則として参加者5名程度に対し1名のイングリッシュスピーカーを配置すること。
- ミッションに横浜市等の魅力を英語で発信するような動画撮影を行うことを盛り込み、受託者は、それをまとめた動画の編集作業、校正を本市の指示のもと行うこと。また、うち1回の実施については、別途活動の様子等を撮影し、実施報告動画を作成すること。
- 参加者のための説明会（オリエンテーション）等を行うこと。
- プログラム実施前後でセレモニーを実施すること。セレモニー会場については、受託者が手配すること。
- 参加するイングリッシュスピーカーに対し、事前研修を行うこと。
- 使用予定の全ての資料・動画等については、事前に使用の可否を本市に確認すること。
- 参加者募集のためのチラシ（データ）及び動画の作成を行うこと。
- 参加者の取りまとめや問い合わせ対応を、本市を通じて執り行うこと。
- ミッションに使用する端末等の機器を別途用意し、プログラム中に撮影した写真や動画は、プログラム終了後、端末から削除をすること。（個人端末や私用端末を使用しないこと）
- はまっこ留学体験との連続性を意識して実施すること。
- 修了証及び上位3チームの賞状（人数分）の作成及び印刷を行うこと。
- 参加者の安全が確保できるよう、必要な人員を配置すること。
- プログラムの様子を写真撮影し、必要に応じて本市にデータ提供すること。

（2）はまっこ留学体験

横浜市立学校に在籍する中学生を対象に、市内在住の海外にルーツをもつホストファミリー宅でのホームステイ体験プログラムを次のとおり実施すること。詳細は、別途本市と協議のうえ決定する。

ア 実施人数（対象者）

最大40名（中学校1年生～3年生、特別支援学校在籍の生徒含む）

イ 実施場所

横浜市内

ウ 日程

令和8年9月から令和9年3月の間の土曜日、日曜日又は祝日のうち連続する2日間

エ 実施内容

- 海外にルーツをもつホストファミリーの自宅でのホームステイ体験を提供すること。
- ホストファミリーは海外にルーツをもち、日常的に英語を使用する家族とすること。
- 体験プログラム中の使用言語は英語とすること。
- 異文化交流を通して、英語語学研修とともに、外国・異文化の国の方とコミュニケーションをとる手法の実践の場を提供すること。
- 事前に参加者のための説明会（オリエンテーション）等を行うこと。
- 当日、参加者対象に体験の教育効果を高めるための事前研修を実施すること。
- 生徒の受入れについては、1家族、生徒2名以上とすること。
- ホームステイ体験中、ホストファミリーは3食以上参加者に食事を提供すること。
- 活動の様子等を撮影し、報告動画を作成すること。

- ホストファミリーの選定にあたっては、体験の質を確保できるように注意を払うこと。
- 参加するホストファミリーに対し、事前研修を行うこと。
- 使用予定の全ての資料・動画等については、事前に使用の可否を本市に確認すること。
- 参加者募集のためのチラシ（データ）及び動画の作成を執り行うこと。
- 参加者の取りまとめや問い合わせ対応を、本市を通じて執り行うこと。
- 宿泊・飲食に伴う実費及びプログラムに係る経費の一部は参加者の負担とすること。
- 参加者の安全が確保できるよう、必要な人員を配置すること。
- プログラム実施前後でセレモニーを実施すること。
- プログラムの様子を写真撮影し、必要に応じて本市及び参加者にデータ提供すること。

6. 安心・安全のための取り組み

過去の同種プログラムの実施実績に基づいて十分に対応できる体制を構築し、安全管理について徹底すること。また、プログラム中に発生した事故、事件等トラブルについての責任は受託者にあることとし、適切な対応を行うこと。また、受託者が参加者について、別途保険（賠償責任保険及び国内旅行傷害保険）に加入すること。

なお、委託業務中に入手した個人情報等については、適正に管理し、契約終了後速やかに破棄すること。

7. その他

本資料に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者との間で協議の上、定めるものとする。

（1）天候等によりプログラムが中止になった場合、受託者はプログラム準備のために掛かった経費等を本市に請求できるものとする。請求金額・割合等については、事業者決定後、本市と協議のうえ決定する。なお、受託者の責による中止の場合は、この限りではない。

（2）本事業により作成、収集した動画や資料の権利は全て本市に帰属する。

（3）プログラムに参加するイングリッシュスピーカーについては、令和6年6月に成立した「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）」の施行が令和8年12月25日に予定されていることに伴い、子どもへの性暴力を防ぐための対応を行うこと。特に当該法律第2条8項の該当の有無を確認し、該当すると確認できた者の配置はしないこと。